

# 富士山で使用するリストバンドの 広告主を募集します

県では民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図ることを目的に広告事業に取り組んでおり、その一環として山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証（以下「リストバンド」とする。）に広告を掲載することとしました。

つきましては、次により広告主を募集していますので、ぜひ広告の掲載についてご検討いただき、広告主となることを希望される方は、募集内容をご確認の上、お申し込みいただけますようお願いいたします。

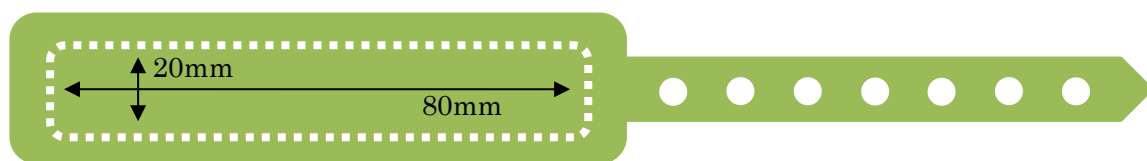
## 1、広告を掲載する媒体

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例における利用の許可を受けた者と証するためのリストバンド

- 予定個数：160,000 個
- 配付期間：令和7年7月1日～9月10日
- 対象者：山梨県富士山吉田口県有登下山道利用者

## 2、広告の掲載等

- リストバンドの種類：GiG-BAND® ビニール
- 広告の掲載枠  
掲載箇所：リストバンドに印刷可能な範囲  
サイズ：縦 20mm×横 80mm  
文字色：黒（リストバンドの色を複数作成するため、デザインに使用できる色は“黒”のみとする）



※リストバンドメーカーが変更になった場合の広告の掲載枠は、変更後のメーカーにおける印刷可能範囲とします。

## 3、広告の内容

掲載することのできる広告の内容は「山梨県広告事業掲載基準」によるものとします。

掲載する広告の内容は、令和7年3月10日（月）までに県に提出していただくこととなります。

#### 4、広告掲載料

広告掲載料は、希望額（消費税及び地方消費税を含む。）を記入してお申し込み願います。

県が定めた予定価格（4,000,000 円）以上で、広告掲載料の希望額が最も高い方（同額となった場合にはくじにより選定）を広告主として選定させていただきます。

広告掲載料は、選定後に締結する契約で定める期日までに、県から送付する納入通知書により納付していただくこととなります。

#### 5、申込方法

広告主となることを希望していただける方は、「山梨県広告事業実施要綱」、「山梨県広告事業掲載基準」、「山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証広告掲載要領」を確認し、「山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証広告掲載の広告主申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

**提出期限：令和7年1月10日（金）午後5時15分**

※郵送の場合 令和7年1月10日（金）必着

#### 6、申込先、問合せ先

山梨県知事政策局 富士山保全・観光エコシステム推進グループ  
富士登山対策担当（別館2階）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1315

E-mail：fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

※平日（県の休日を除く日）午前8時30分から午後5時15分まで

五合目の窓口で登山者に配付します

